

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第一号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第十一条 第一項

二 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十三条第一項

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。